

税務手続について ～国税通則法の改正～

平成 23 年度税制改正において、税務調査手続の明確化等を内容とする国税通則法の改正が行われました。

この改正は、税務調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高め、調査に当たって納税者の方の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査の実施と、申告納税制度の一層の充実・発展に資する等の観点から、調査手続に関する従来の運用上の取扱いを法令上明確化するものであり、基本的には、税務調査が従来と比べて大きく変化することはありません。

法改正の趣旨を踏まえた上で、調査の実施に当たっては法令に定められた税務調査手続を遵守するとともに、調査はその公益の必要性和納税者の方の私的利益とのバランスを踏まえ、社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の方の理解と協力を得て行うものであることを十分認識し、その適正な遂行に努めることとしています。

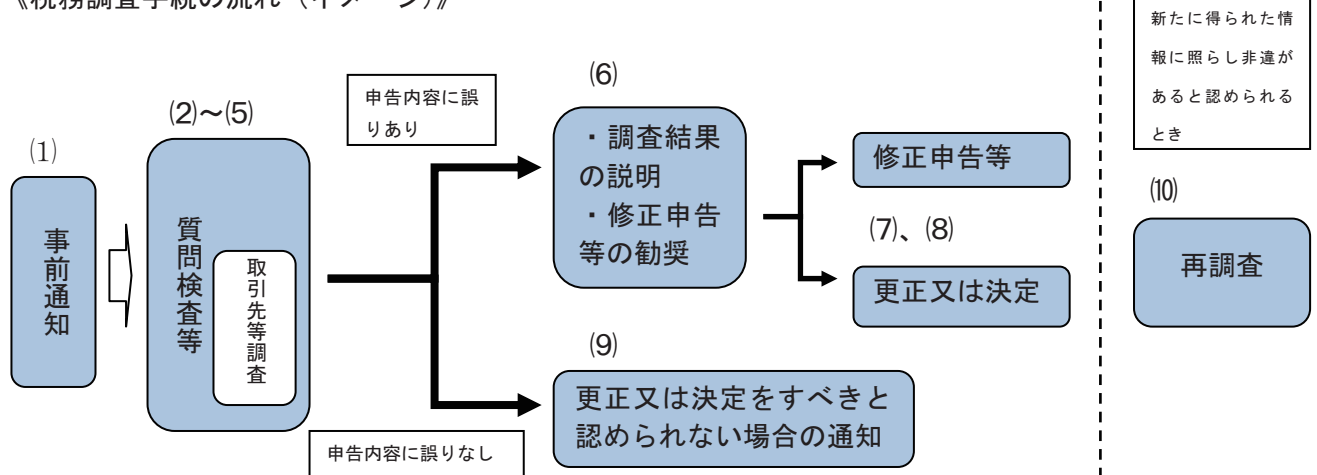
(注) 改正事項に関する解説は、点線で囲んで記載しています。

1. 税務調査手続

従来からの運用を踏まえて、税務調査手続が国税通則法において法定化されています。

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に新たに納税者に対して開始する税務調査について適用されます。ただし、(4)の「帳簿書類の預かり」及び(8)の「処分理由の記載」については、税務調査の開始時期にかかわらず、平成 25 年 1 月 1 日以後に行う場合に適用されます。

《税務調査手続の流れ（イメージ）》



※番号は、「1. 税務調査手続」で記述されている番号を示しています。

(注) 税務調査は、申告内容が正しいかどうかを帳簿などで確認し、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、是正を求めるものです。

ここでは、国税局や税務署の職員が納税者の事務所や事業所等に赴き、申告内容の確認などを目的として国税通則法に基づく質問検査権を行使して行う任意調査を「税務調査」と記載しています。

(1) 事前通知

税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間などを事前に通知します。その際、税務代理を委任された税理士に対しても同様に通知します。

なお、合理的な理由がある場合には、調査日時の変更の協議を求めることができます。

ただし、税務署等が保有する情報から、事前通知をすることにより正確な事実の把握を困難にする、又は調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事前に通知せずに税務調査を行うことがあります。

(参考1) 税理士法に定められている書面添付制度に基づく書面が申告書に添付されている場合には、納税者に税務調査の事前通知を行う前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対して添付された書面の記載事項に関する意見陳述の機会が与えられます。

(参考2) 税務調査の際には、税務代理を委任した税理士に立会いを求めることができます。

(2) 身分証明書の提示等

税務調査のため、調査担当者が事務所や事業所等に伺う際には、身分証明書と質問検査章を携行し、これらを提示して自らの身分と氏名を明らかにします。

(3) 質問事項への回答と帳簿書類の提示又は提出

税務調査の際には、質問検査権に基づく質問に対して正確に回答してください。また、調査担当者の求めに応じ帳簿書類などを提示又は提出してください。

なお、質問事項に対し偽りの回答をした場合若しくは検査を拒否した場合、又は正当な理由がなく提示若しくは提出の要求に応じない場合、あるいは、偽りの記載をした帳簿書類の提示若しくは提出をした場合などについて、法律に罰則の定めがあります。

(注) 質問検査権行使の一環として、調査担当者が帳簿書類などの提示又は提出の要求をできることが法律上明確化されています。

(4) 帳簿書類の預かりと返還

調査担当者は、税務調査において必要がある場合には、納税者の承諾を得た上で、提出された帳簿書類などをお預かりします。その際には、預り証をお渡しします。

また、お預かりする必要がなくなった場合には、速やかに返還します。

(注) 預り証をお渡しした際には、その預り証を受領した旨のご署名と押印をいただくこととなります。また、お預かりした帳簿書類などをお返した際には、お渡しした預り証を返却していただくとともに、帳簿書類などを受領した旨のご署名と押印をいただくこととなります。

(5) 取引先等への調査

税務調査において必要がある場合には、取引先などに対し、質問又は検査等を行うことがあります。

(6) 調査結果の説明と修正申告や期限後申告の勧奨

税務調査において、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、調査結果の内容（誤りの内容、金額、理由）を説明し、修正申告や期限後申告（以下「修正申告等」といいます。）を勧奨します。

また、修正申告等を勧奨する場合においては、修正申告等をした場合にはその修正申告等に係る異議申立てや審査請求はできませんが更正の請求はできることを説明し、その旨を記載した書面をお渡しします。

(注) 書面をお渡しした際には、その書面を受領した旨のご署名と押印をいただくこととなります。

(7) 更正又は決定

修正申告等の勧奨に応じていただけない場合には、税務署長が更正又は決定の処分を行い、更正又は決定の通知書をお送りします。

なお、税務署長が更正又は決定の処分を行うことができるのは、原則として法定申告期限から5年間です。

(注) 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税（所得税、相続税、消費税等）について、増額更正を行うことができる期間が5年間（改正前：3年）に延長されています。

ただし、偽りや不正の行為により全部若しくは一部の税額を免れ、又は還付を受けた場合には、税務署長は法定申告期限から7年間、更正又は決定の処分を行うことができます。

(8) 処分理由の記載

税務署長等が、更正又は決定などの不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分の理由を記載します。

(注) 個人の白色申告者（所得税の申告の必要がない方を含みます。）のうち、平成25年において記帳・帳簿等保存義務が課されない方（平成20年から平成24年までのいずれかの年において、記帳・帳簿等保存義務が課された方等を除きます。）に対する処分理由の記載については、平成26年1月1日から適用されます。

(9) 更正又は決定をすべきと認められない場合の通知

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められない場合や、申告義務がないと認められる場合などには、その旨を書面により通知します。

(10) 再調査

税務調査の結果に基づき修正申告書等が提出された後又は更正若しくは決定などをした後や、上記(9)「更正又は決定をすべきと認められない場合の通知」をした後においても、税務調査の対象とした期間について、新たに得られた情報に照らし非違があると認められるときは、改めて税務調査を行うことがあります。

2. 権利救済手続

(1) 異議申立て

税務署長等が行った処分に不服があるときには、処分の通知を受けた日の翌日から2か月以内に、税務署長等に対して異議申立てをすることができます。

なお、青色申告書に係る更正処分に不服があるときなどは、異議申立てをせずに、直接、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

(注) 異議申立てから3か月を経過しても異議決定がない場合には、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

(2) 審査請求

税務署長等の異議決定を経た後の処分に、なお不服があるときには、異議決定の通知を受けた日の翌日から1か月以内に、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

(注) 審査請求から3か月を経過しても裁決がない場合には、裁判所に訴訟を提起することができます。

(3) 訴訟

国税不服審判所長の裁決があった後の処分に、なお不服があるときには、その裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、裁判所に訴訟を提起することができます。